

平成 2 9 年 4 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成29年4月教育委員会定例会議

日 時 平成29年4月25日(火曜日)

午後 1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員(5名)

1番 委員 長 後藤 眞 琴

2番 委員長職務代行 成澤 明 子

3番 委 員 留守 広 行

4番 委 員 千葉 菜穂美

5番 教 育 長 佐々木 賢 治

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 須田 政 好

教育総務課課長補佐 角田 克 江

教育総務課課長補佐 齋藤 寿

教育総務課主査 渡邊 聡

学校教育専門指導員 岩淵 薫

青少年教育相談員 齋藤 忠 男

傍聴者 なし

---

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第1号 平成28年度生徒指導に関する報告(3月分、まとめ)

- 第 6 報告第 2 号 平成 29 年度指導主事学校（園）訪問について
- 第 7 報告第 3 号 区域外就学について
- 第 8 報告第 4 号 指定校の変更について
- ・ 協議事項
- 第 9 美里町学校事務支援室グループリーダーの任命について
- 第 10 美里町学校評議員の推薦について
- 第 11 平成 30 年度使用教科書用図書（小学校道徳）の採択について
- 第 12 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）
- 第 13 美里町学校再編について（継続協議）
- ・ その他
- 第 14 小学校運動会の出席者について
- 第 15 平成 29 年度 5 月教育委員会定例会の開催日について
- 第 16 小牛田中学校における器物損傷について
- 第 17 小牛田中学校における不審火について
-

## 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
  - ・ 報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 報告第 1 号 平成 28 年度生徒指導に関する報告（3 月分、まとめ）
- 第 6 報告第 2 号 平成 29 年度指導主事学校（園）訪問について
- 第 7 報告第 3 号 区域外就学について
- 第 8 報告第 4 号 指定校の変更について
  - ・ 協議事項
- 第 9 美里町学校事務支援室グループリーダーの任命について
- 第 10 美里町学校評議員の推薦について
- 第 11 平成 30 年度使用教科書用図書（小学校道徳）の採択について
- 第 12 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）
- 第 13 美里町学校再編について（継続協議）
  - ・ その他
- 第 14 小学校運動会の出席者について
- 第 15 平成 29 年度 5 月教育委員会定例会の開催日について
- 第 16 小牛田中学校における器物損傷について
- 第 17 小牛田中学校における不審火について

## 【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告事項
- 第 5 報告第 1 号 平成 28 年度生徒指導に関する報告（3 月分、まとめ）【秘密会】
  - 第 7 報告第 3 号 区域外就学について【秘密会】
  - 第 8 報告第 8 号 指定校の変更について【秘密会】

午後 1時30分 開会

委員長（後藤眞琴） それでは、ただいまから平成29年4月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として須田教育次長兼教育総務課長、角田教育総務課課長補佐が出席しております。

また、一部の審議事項で追加の説明員として、岩淵学校教育専門指導員、齋藤教育総務課課長補佐、渡邊教育総務課主査及び斎藤青少年教育相談員が入室いたします。

それでは、本日の議事を進めてまいります。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 大変申しわけありません。今回告示した告示の修正をお願いしたいと思います。ただいま机の上に配らせていただきました内容に変更をお願いしたいというところでございます。

変更の内容につきましては、3の会議に付すべき事件、こちらの方が（1）から（4）まで報告事項、審議事項、協議事項、その他という4点で告示をさせていただきましたが、（2）の審議事項につきましては今回会議に付すべき事件から除いていただきまして、（1）報告事項、（2）が協議事項、（3）がその他という形に変更させていただきたいというのが1点です。

それで、（2）の協議事項となりました案件は1）から3）まで3件でお願いしておりましたが、修正前に審議事項に入っておりました美里町学校事務支援室グループリーダーの任命について及び美里町学校評議員の推薦について、この2件を協議事項のほうに追加をさせていただきたいと思います。

それで、順番を1）に美里町学校事務支援室グループリーダーの任命について、2）美里町学校評議員の推薦についてという形で追加をさせていただき、これまで1）であったものが3）に、2）であったものが4）に、3）であったものが5）に変更をさせていただきたいと思っております。

それからもう1点でございます。修正後、（3）その他となりました事項、事件につきましては3）4）にそれぞれ小牛田中学校における器物損傷について、小牛田中学校における不審火についてという2つの事件を追加させていただきたいというふうに修正をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしく申し上げます。

さらにお願ひでございますが、今日の議事進行の進め方につきまして報告事項が終業後、協議事項に入るわけですが、協議事項の5）の美里町学校再編についてを協議事項の中で最初に

協議をお願いしたいというふうをお願い申し上げます。以上です。

---

## 日程 第 2 会議録の承認

委員長（後藤眞琴） それでは、日程第2、会議録の承認に入ります。

事務局のほうから説明願います。

教育総務課課長補佐(角田克江) 事務局から会議録の承認につきましてご報告申し上げます。

前回の会議録につきましては、ただいま調整中でして、大変申しわけございません。本日提示することができませんので、調整ができ次第、委員の皆様にお示ししましてご意見等いただいて反映させまして、承認のほうをいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

そのようにしたいと思いますが、よろしいですね。よろしく申し上げます。（「ありがとうございます」の声あり）

---

## 報告事項

### 日程 第 3 行事予定等の報告

委員長（後藤眞琴） 次は報告事項ですが、報告事項に入る前にお諮りいたします。

以前より申し合わせをしておりますが、非公開事項となる秘密会については日程の最後に行うことにいたします。したがって、本日の「日程第5 報告第1号 平成29年度生徒指導に関する報告（3月分、まとめ）」及び「日程第7 報告第3号 区域外就学について」並びに「日程第8 報告第4号 指定校の変更について」については、個人情報等を含む議事であり非公開とすべきと考えますが、秘密会とすることにご異議ございませんでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） では、そういうふうになりたいと思っております。

報告第1号及び報告第3号並びに報告第4号は秘密会とし、議事進行はその他の「日程第15 平成29年度5月教育委員会定例会の開催について」が終了した後に行いたいと思っております。

秘密会におきましては、傍聴者の皆様の退出をお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

報告事項。

「日程第3 行事予定等の報告」を事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） はい。それでは、事務局から5月の行事予定表について説明申し上げます。

お手元に行事予定表、配付されているかと思います。5月につきましては、まず1日に小中学校PTA連合会総会が開催されます。こちらにつきまして教育長、次長、それから教育委員の皆様にもご出席いただくということなのですけれども、委員の皆様全員出席、大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

2日が大崎地区の教育研究会平成29年度代議員総会研修会、こちら大崎市で開催されますが、教育長が出席の予定です。それから5月4日月曜日ですが、第2回の町内校長会、それから午後になりますが町内園長・所長会議、それから同じく午後ですが大崎市におきまして第1回北管内となっておりますが、第1回北部管内社会教育担当者会議となります。申しわけございません。修正、お願いいたします。

それから9日は奨学資金貸付委員会議が10時から南郷庁舎で開催されます。それから主なものといたしましては、5月には後ほど岩淵専門指導員のほうから説明があるかと思いますが、指導主事訪問のほうも入ってきてまして、5月19日が小牛田中学校、5月26日が不動堂中学校、5月29日が青生小学校となっております。それから5月は小学校の運動会も開催されまして、5月20日には不動堂小学校を除く各小学校、5月27日には不動堂小学校の運動会が開催されまして、教育長及び次長、それから教育委員の皆様には運動会のほうに出席のほうをお願いしたいと思います。

それから5月31日は第1回特別支援教育連携協議会が開催の予定です。

5月の主な行事としては以上となっております。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの報告に質問などございませんでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、行事予定等の報告を終わります。

---

#### 日程 第 4 教育長の報告

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第4 教育長の報告」をお願いいたします。

教育長（佐々木賢治） それでは、資料に沿ってご報告させていただきます。

1点目ですが、今年度に入って第1回目の4月の校長会定例会を実施しております。4月5日なのですが、転入教職員の宣誓式終了後に南郷庁舎で会議を行っております。

裏面をごらんいただきたいと思います。主に話したことはそこに抜粋して載せましたが、1番目につきました初めにということで、学校経営方針を明確にした新体制でのスタートに期待をしたい。特に、今年度は2名の新しい校長先生を迎えております。早くこの学校の実態、地域の実態等を把握され、校長先生の思い、経営方針、引き継ぎはあったとは思いますが、新たな気持ちでぜひ29年度の学校経営を言っていただきたい。もちろん、子どもたちも新入生、あるいは学年1つ進級したということで夢と希望を持って当然来ますので、そういったことを大切にしながら先生方と連携といいますか、全職員体制でスタートしていただきたいということをお話ししました。

それから2点目につきましたは、29年度の施政方針、これは町長の施政方針、そのまま印刷をしまして説明をしました。特に教育委員会関係、美里町の教育の中に教育委員会としての取り組み、何点が載せてありますが、あれらを中心にこういう方針で教育委員会でやるのでと。これは校長先生方だけではなく、必ず学校の全職員に周知徹底してほしいということをお話ししております。

3番目、4番目につきましたは、岩淵専門指導員のほうから具体的に説明しております。

それから5番目、管理運営なのですけれども、特に美里町の不登校等の実態、中学生が結構不登校の生徒が多いということで、個に応じたいろいろな原因さまざまであります。実態に即した不登校対応をお願いしたい。

あと（3）番目、スクールバスです。これについてもきちっとルールを守ってお願いしたいということをお話ししております。

あと、6番目、7番目、各種調査、その他は諸連絡ということで、事務的なことを連絡しております。説明は省略させていただきます。なお、この日は教育長だけではなく次長はもちろんのこと、それぞれ補佐、あるいはほかの係等会議に関係のある部分について校長会のほうでお願いするところはお願いしていくようにしました。



では、裏面をご覧ください。2番の主な行事・会議等ではありますが、先ほど申し上げましたように5日、教職員の宣誓式。30名近い教職員が転入しております。それから、10日、11日と町内の幼・小・中の始業式、入学式、入園式、おかげさまでほぼ順調にスタートすることができました。各委員さん方には本当に連日のように出席いただきまして感謝したいと思います。13日に臨時教育委員会、ここで開催しております。学校再編についてが、主な内容でした。それから18日、全国の学力・学習状況調査、全国一斉にやったわけではありますが、美里も結果はもちろんこれからなのですけれども、事務的にはミスもなく滞りなく実施しております。その日のうちに各学校から報告をいただいたり、また教育委員会から事務所に報告したりという事務的なミスのないように答案用紙の送付等についても、ややもするとたまにあるのです。出すのを忘れたとかそういうことのないように十分、岩淵専門指導員にお願いをして滞りなくやっております。

19日、議会全員協議会。9時から、時間はあるいは間違っているかもしれませんが。午後でしたね。そこを訂正願います。13時半です。全員協議会で、教育委員会から報告いたしました。これは13日の臨時会の始まる前にちょっと委員さん方にもお知らせしましたが、12日、今日後ほどその他のところで連絡ですか、ありますけれども、小牛田中学校の女子トイレ1階、2階でのトイレトーパーに火をつけるといういたずらの行為がありまして、そのことについて、これは火をつけるという大変な事案でありまして、学校から事故報告を出していただき、それを要約したものを議会の全員協議会で報告し説明しております。詳しくは後ほどお話ししたいと思います。

それから25日、本日教育委員会定例会であります。

今後の主な予定としましては、明日私と議長で県の会議のほうに出席します。29年度のそれぞれの県の教育委員会のそれぞれの課の主な行事等についての説明だと思えます。それから、先ほどありました6月1日町P連の総会がありますので、よろしく願います。

以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの教育長さんからの報告に何か質問等、ございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、教育長からの報告を終わります。

### 日程 第13 美里町学校再編について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、先ほど教育次長からお話がありましたように、協議事項を次に、協議事項の日程第13美里町学校再編について、これから協議いたしたいと思うのですが、日程第6 報告第2号 平成29年度指導主事学校（園）訪問について、これは美里町学校再編についてが、終わりましたらその報告をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。それでは、「美里町学校再編について」の説明、お願ひします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、説明をします。先にお配りしておりました資料で中学校の再編整備の具体化に向けてという資料と、本日お配りしました4枚を綴じた資料です。右肩に「追加資料」と括弧書きで書いた資料です。先にお配りした後に書いた原稿も追加しています。それについても本日記っております。この2つを使って説明をしていきたいと思ひます。

最初に、先にお配りしておりました「中学校の再編整備の具体化に向けて」というほうですが、前回4月13日の臨時会でお示した内容から変更が生じているのは下線を引いています。それから資料等はそれぞれ追加しています。

表紙ですが、前は「美里町新中学校再編整備計画」という名称にしておりましたが、「美里町教育ビジョンの具体化に向けて」という名称がよいのではないかと意見もいただきました。それで、「美里町教育ビジョンの具体化に向けて」となった場合には、小学校の再編も入ってきてしまいますので、「中学校の再編整備の具体化に向けて」というふうなタイトルにしてはどうかと事務局では考えています。

それでは、ページをめくってください。表紙の裏、これは次第です。次第のところを変更した部分が下線の部分です。それで、この間もお話ししましたように、基本構想的な部分とそれから基本計画的な部分の第1章、第2章に分けているということです。今回は初めにこのを追加しています。それで、基本構想編のところは前回と同じですが、若干名称として「生徒数の減少と学校規模の確保」という名称でしたが、そこを「生徒数の減少と中学校教育に必要な学校規模の確保」というように変えています。それから第3（3）の「不登校生徒の解消に向けた対策」というところを、「不登校生徒の増加傾向と解消に向けた対策」と変えています。それぞれ言葉を直しているといいますが、整理しているところがございます。それから「少人数教育」という名称についても「少人数指導」というご指摘のあった名称に直しています。「開かれた学校運営」というのも「地域に開かれた」というように、「地域」という言葉を追加し

ます。

それから第2章の基本計画の第1(2)の再編後の通学手段というふうにしていましたが、5)に駐車場の確保とも入っていましたので、通学手段等という「等」を追加しています。それから(3)再編後の学校名、校歌、制服等ですが、2)のところに校章というのも校歌とあわせて校章も追加しています。それからこの第2章の第2としては、ソフト面の整備として中学校の教育環境の整備ですが、(1)(2)(3)。この(1)には少人数学級の編成と少人数指導の拡充というふうにしてしています。それで、1)2)でそれぞれ少人数学級の編成と少人数指導の拡充を説明しているということです。それから(2)につきましては、1)スクールカウンセラーの配置と、2)スクールソーシャルワーカーの配置というのを項目として追加しているということです。それから(3)についても地域に開かれた学校運営、それから多様な地域人材の活用ということで、それは別々に記述しているということで、目次にも追加しています。

構成は前回と同じです。ただ、言葉の整理とそれから記述する内容によって項目を追加しているということです。

次に、1ページの初めに、前文を加えました。これをなぜつくるのかという理由、目的を柔らかく書き加えています。記述を追加しています。「本編(中学校の再編整備の具体化に向けて)は、美里町学校再編ビジョンのうち、中学校の再編についてこれまでの意見交換会等で出された意見を反映させながら、教育委員会の考えをまとめ、これを住民と共有しながら具体的な取り組みをともに進めていくために作成するものです。」ということで、これを作成する狙いを説明しています。

「なお、ここに記載している内容はまだ決定しているものではなく、今後も皆さんのご意見をお聞きしながら完成させていくものであります。将来に向け、美里町に魅力ある中学校をつくるために多くの皆さんから本校に対するご意見をお聞かせください。」と、あくまでも皆さんの意見を聞くというところを最初に出して説明に入るといったことです。

それで、基本構想の第1、これは前回の会議で委員長から提案のあった内容、これをそのまま取り入れています。5つの項目、まず1つとしては生徒一人一人が毎日楽しい充実した学校生活を過ごすこと、これをまずベースにして、そしてそれぞれ4つを述べています。これは、前回の会議で委員長から提案のあった内容のとおりです。

それから、文言をずっと整理していきまして、次は2ページの下から中学校教育の現状と課題ということで3ページ右側に表を載せています。この表はこれまでは平成25年以降の数値

しか載せていませんでしたが、昭和40年まで遡って、5年間ごとの各中学校の生徒の数を調べたものを載せました。これを見ていただくと、明らかに減少しているのがわかります。昭和40年ですから1965年には、小牛田中学校には1,000人近い生徒がいました。小牛田、南郷の両地区合わせて2,226人も中学生がいました。生徒急増期、児童生徒急増期とは正にその頃だと思えます。その後、減少していき、南郷町と小牛田町が合併した当時平成17年にはもう750人ぐらまで減ってきています。多かった時の3分の1です。さらに、その後も減り続けていくことが予想され、平成41年には美里町町内で400人を割るという推計が出されています。平成39年から平成41年までの2カ年間で120名ぐら減るのですが、ここはなぜ急に120名が減るかというのはいろいろと考えたのですが、確かに住民基本台帳から拾っていくとこのような数字になります。しかし、想定されるのはこの平成41年の数値はこれからまた回復すると思うのです。平成39年というのは今の幼稚園の年少です。しかし、平成41年になる子どもたちは0歳、1歳、2歳児です。若い世代が外で結婚して外で子どもを産んで、子どもが幼稚園に入るとき、又は小学校に入るときに町に帰ってくるカップルが数十組ぐらいるのではないかと。それが帰ってきて幼稚園に入るとき、あるいは小学校に入るときにある程度ふえていくものと予想しています。そうした現象からある程度は増えるのではないかと思います。しかし、500人を割って、400人台になるのは間違いないと思います。

駅東地区に0歳児、1歳児、2歳児が多いとしてもそんなにそれほどいませんので、これから駅東に入ってくる若い世代の人が次の子どもたち、出生を期待したとしてもこれからは伸びていかないだろう。逆に卒業していく数が多くなってきますので、ここからさらに減っていくのは間違いないと思います。前もお話ししましたが、全国的に人口が減りますから、間違いなく本町でも減ります。その流れを考える限り、一時的に平成33、35年に中学校の生徒数が少しずつふえているようになりますが、この時期だけは増えますが、その後は再び減っていくというのは間違いないと思います。このデータをここに追加しました。

それから、追加した資料を申し上げますと、次のページとそれから4ページ、5ページについては文言の整理をしているというところです。

それで、この基本構想の5ページの一番下に今後の基本的方向性というのを出しているとおり、中学校教育において必要な生徒数の規模を確保するため、「中学校を1校に再編する。」と書きました。これは再編ビジョンの確認です。そして、「少人数学級を編成することによってきめ細かな教育を目指す。」これも再編ビジョンの確認です。そして、今回新たに追加したのが「地

域に開かれた学校運営と地域人材の活用から地域が生徒を育てる教育環境をつくる。」という、新しい方向性です。この3つの方向性というのがここで基本構想の中で述べたいということが一番重要なポイントです。

この3つを実現するために、次のページから基本計画という形に入っていくわけですが、ここでもこれまで調べてきました中学校の比較検討調査、そちらの方の調査の結果をもとにこれからどのように整備していくのかというのを、第1でハード面の整備について、第2についてはそしてソフト面の整備についてと分けて記述しました。

6ページ、7ページについては、前回から特に大きな変更はありません。それから、8ページ、9ページについても大きな変更はなく、指摘いただいた文言等の整理をしてきたところです。

それから10ページ、11ページについて、特に10ページの下段から3)の施設整備の事業費及び財源、このところを前回もお示ししましたが、ごらんください。前回、1円単位といますか何十億何千何百何十万何千何百何十何円と最後の数字まで書いておりましたが、これを少し読みやすく、100万円単位というふうにしています。100万円単位でもなかなか読みづらいのですが、本文のところはきちんと何十億何千何百万円と表記しています。表については単位を100万円で切って表記しています。まずは、新しく建てる場合の建設工事費、これが11ページです。すみません、飛ばしてしまいました。

7ページに、前にも説明しましたが、不動堂中学校を改修した場合、南郷中学校を改修した場合の金額を載せています。ここも前回までは円単位で表示していましたが、見づらいで100万円単位で記述しています。7ページのこの2つを改修した場合の金額と、それから先ほどの11ページの新築にした場合の事業費の比較ということです。不動堂中学校を改修した場合には31億3,300万円、南郷中学校を改修した場合は24億1,000万円、これは前回も説明したとおりです。

そして11ページにいけますと建設するために28億7,600万円がかかります。それからほかの学校を解体するために2億6,100万円がかかります。それで12ページになるのですが、建設工事と解体費を合わせると31億3,800万円。この数字は不動堂中学校を改修した場合とほぼ同額、若干新築のほうが500万円ほど高くなっていますが、ほぼ同額の金額がかかるということです。それで、11ページには整備費のほかに財源も説明を加えておまして、最終的に11ページは建設とそれから解体の財源を示していますけれども、最終的には12ページの財源、12ページの上の表も見ていただいたほうが早いと思います。これはま

ず土地の取得に関する費用とか財源は一切入っていませんので、土地の取得と土地の造成を除いた部分、建てる分、それから今ある施設を解体した分については31億3,800万円かかります。その中で国庫支出金、これは交付金という形で来るのですが、これはおおむね21%程度、想定していたとおり5分の1程度であろうと、計算から出ています。それから地方債、これは借金です。債とついているので債務です。これは20億6,200万円まで地方債を活用できるので活用します。残りの一般財源としては4億1,400万円、これを単年度で準備しなければなりません。単年度といいますか2カ年で工事する場合は2カ年にわたって用意しなければならないということです。ですので、おおむね5億円ぐらいの一般財源からの歳出を準備しておかないと、この工事には取りかかれたいらうと思っています。

これが建設するための町の必要な財源です。これらの積算資料については資料として巻末につけ加えようと考えています。さらには、この本編のところには建設する場合の整備費に対する財源内訳だけしか載せていませんが、先ほどの7ページにあった不動堂中学校を改修した場合、南郷中学校を改修した場合のこれについても国のほうから財源の補填といいますか財源支援がありますので、そちらのほうのデータも巻末の資料として載せていきたいと思えます。いずれにしても、改修するよりも建設するほうが有利であるということは財源を比べても明らかに見えてきます。このような形で、この表については単位をわかりやすい形に、100万円単位で記述しています。

それからスクールバスを初めとする通学手段等です。こちらにつきましても前回お示した内容で記述しています。ここには今回ちょっと間に合わなかったのですがそれぞれのコースを地図の上にプロットして路線をわかるような地図を、1ページ使うかあるいは半ページ使うか、見てどこを通過するのかわかるような図を示したいと思っています。確定したコースではございませんが、ある程度このようなコースを走ることがわかるように図で示していきたいと考えています。それから自転車通学の場合、それから徒歩通学の場合、電車通学の場合、これについても、前回から文言の整理を行っているところでございます。

次に、15ページからは再編後の学校名、それから校歌、制服等ということにしていますが、学校の名称、それから校歌、それから校章。校章についても校章は公募できると思えます。公募した上で専門の方を含めて協議・検討していくことになるだろうということです。それから制服、体育着等についても記載しています。これらについては、今後、検討委員会を立ち上げて、その中で進めていくということになることで共通しています。しかし、これまでの意見交換会等で出されている意見もこの部分で結構出されておりますので、このような形で進めてい

くということを示すために項目として入れました。

以上が第2章の第1ということで、施設整備的な部分を載せたところです。なお、飛ばしてしまっ大変申しわけありませんが、10ページのところに候補地について、駅東地区のどの辺の場所を言っているのかを、わかりやすく地図を挿入して示していきたいと思っています。これも1ページを使うのか、あるいは半ページぐらいのスペースを使うのか、おおむねこの辺の位置だということがわかるように示していきたいと思います。

次が16ページ以降のソフト面の整備、中学校の教育環境の整備について説明をしています。

ここは前回から表現的に直した部分が特にはないのですが、表を追加しています。17ページの表です。少人数学級の編成というところの説明で、これが平成33年の開校を計画した場合、その計画時における生徒の数、今の小学校3年、4年、5年が中学校の1年、2年、3年になる生徒です。ここから転入あり、転出あり、あるいは古川方面の市立、あるいは黎明中に行ったりということで増減はあるのですが、今小学生の数を学区ごとにそれぞれ拾い上げていくと1年生は203人、2年生は182人、3年生は198人となる予定でございます。それで、これを1学年の場合、宮城県の場合は1年生の場合は35人以下学級となっておりますので、35人以下学級で編成すると1年生は6組までのクラス編成になります。2年生は40人学級ですので5組までのクラス編成、3年生は40人ですのでこれも5組までということで、上の表のような各学年のクラス編成が行われ、各教室の生徒数が表の数値のようになります。それを30人未満学級、29人以下というクラスを各学年でつくと、下の表のようになります。1年生は29人というクラスなのですが、2年生については26人というクラスになります。それから3年生は29人と28人のクラスになるということで、上の表と下の表を比べていただくと、明らかに2年、3年は10人以上の差が出てきます。1年生の場合は宮城県教育委員会の配慮で35人学級になっていきますので4人から5人の差になってきます。

それで、下の表の黒枠で囲んでいる部分、1学年は7組、2学年は6組と7組、3学年も6組と7組。それぞれこの部分は余計にクラスがふえるということです。余計にクラスがふえれば教室も必要ですし、そして担任の先生の数も必要になってきます。それについては町で独自に教室をつくり独自に教員を採用していくということになります。この表を追加しています。

それから、18ページ以降につきましては少人数指導の拡充という形で書いています。それから、前回はいじめ防止対策、それからいじめ・不登校対策とこちらの記述はありませんでした。今回初めてお示ししましたが、(2)と(3)、こちらの方が次のような狙いで書いています。ここはいずれ読んでいただいて、文言等のおかしいところ、あるいは考え方的に違ってい

る部分があればご指摘をいただければと思っています。いじめ防止のところの最初のところに書いているものにつきましては、子どもたちの成長を阻害する要因を取り除くということです。取り除くためには、それなりの専門職員の配置が必要であるということです。専門職員はどういうものかといった場合、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、これは宮城県から各学校に週に1回ぐらいの頻度でスクールカウンセラーが、それからスクールソーシャルワーカーは6月以降ですが、町の教育委員会に週に1回の頻度で県の教育委員会から派遣していただきます。それだけでは十分とは言えないので、町で独自に採用して常時学校に1人、本当は複数といきたいのですが、最初は1人、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを1人ずつ配置するということです。そのようなスタッフの手厚い体制をつくっていきたいと考えています。将来的には複数人にしていきたいと思っています。それがいじめ防止・不登校対策の対応の中心としていきたいという考えです。

それから(3)の地域に開かれた学校運営と多様な地域人材の活用ということで、ここは地域に開かれた学校運営をやっていくためには、とりあえず地域の住民、町民ですが、町民の皆さんに中学校教育、中学校運営についてご理解をいただかなければならないということです。町立学校ですので、皆さんの税金で支えられているわけですし、これから30人未満学級とかあるいは先ほどのようなスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーのような独自の職員配置を行っていきますので、費用は文部科学省が言っている国の基準に沿った学校運営以上にかなりの金額で上回った予算が必要になってきます。その予算を中学校の教育に配分していただくためにはその内容を充実して、税金を納めていただいている納税者の町民の皆さんにそこを理解していただかなければなりません。そうでなければ、必ず予算は削られ、配分されません。そして目標とする中学校づくりにはつながりません。ですので、何よりも学校運営の中身を皆さんにわかっていただくようにして、そしてわかって見ていただいて、そしてその内容について理解、納得をいただくというのが必要になってくると思います。

それから第2パラグラフといいますか、「、また」以降ですけれども、ここに書いていたのは住民の声が、住民が「学校はこうあって欲しい」と思っていることを学校に言える、住民の声が学校に届いて、そしてその声が学校運営に反映されるような仕組みをつくっていきたいということです。ただ、これは大変難しいところがあると思いますので、現場にいる先生方の教育の専門性、それから住民が運営しようとする民主主義というのですか、住民統制による学校運営というのですか、その拮抗、均衡だと思います。それをきちんと図りながら学校運営を、学校づくりを目指していきたいということを書きました。これが開かれた学校運営の方向性で



あります。

それで、ここの(3)以降につきましては、今日お配りした19ページ、20ページ、21ページと書かれたところを参考に見てください。19ページにつきましても1)のところをお示しした原稿から少し文言を直したりしています。しかし、内容は今お話ししたとおりです。それで、地域に開かれた学校運営を具体的にどのように進めていくのかというところがお配りした資料の20ページです。

すみません。20ページの上から2行目、その取り組み、「理組」になっていますけれども、これは「取組」です。その取組の下線のところが間違っていました。その取組の初めとして次のア)からウ)までについて取り組んでいくこととしますということで、今想定しているのはア)の学校運営協議会、それから2つ目としては地域連携コーディネーターの配置、それから3つ目は教育ファンドの設置ということで、想定しているのはこの3つです。それでここのア)の学校運営協議会なのですけれども、これが国のほうで法律に定めて努力規定にはなっているのですが、全国でいろいろなところでやっていますけれども、これが本当にうまくやっているところと形骸化しているところと両極端に分かれています。しかし、うまくいっているところも何カ所がございますので、それらを勉強しながら無理のない形でやっていく。失敗しているところがどのような形で失敗しているのか、何が原因で失敗しているのか、それらを調べて美里町にまず学校運営協議会なるものがない限りは学校が地域に開かれて地域の住民の声が学校運営に届くということはないでしょうから、このような組織はこのような学校運営に十分参画する中核施設となっています。これについてはしっかりとやっていかなければならないと思っています。地域連携コーディネーターというふうに名称をつけていますけれども、この名称はあくまでも仮称です。これからどのようなになるかわかりません。要は、地域と学校をつなげる専門職員です。学校運営協議会がうまくいっていないのは、いろいろな話を聞いたり、物の本などを見ると、全て学校の先生たちが学校運営協議会の事務局になって、ただでさえ忙しいのにこちらのほうまで手をつけられないという形で形骸化している。当然のことなのですけれども、そのように専門の事務職員だったり、ここをコーディネートする専門職員がいないのです。不在になっているところがほとんど形骸化しているというのをよく耳にします。ですので、この地域連携コーディネーターはいろいろな仕事をしますけれども、一番は学校運営協議会の事務局員として、当然事務局長という形になるのでしょうかけれども、地域とそれから学校の間を立てきちっと運営してくれる人をあてがうことです。これをきちっとしたポジションで採用して、非常勤職員とかそうではなく、しっかりとした職員の位置づけで採用して、その方を学

校の地域に開かれた学校運営に専念していただくという感じです。

次は教育ファンドの設置、これはほかの市町村でもやっているかどうかはわかりませんが、ほかの町でやっていなければ、本町が先駆けてやりましょうかというところで考えているのですが、美里町の教育に賛同してくれる方々、全然関係ない方よりは美里町に由来のある方、出身の方々に声かけながら、要するに出資です。出資をしていただくということです。そこで一つのファンドをつくって、そこから教育資金に充てていく。これは財政的な効果も期待できますが、それ以外に、この教育ファンドに賛同される方々が町の教育に対するサポーターというか支援者、賛同者という形になっていただきます。そのような全国に美里町の教育、中学校教育を支援してくれる方を広げていくという形で、そのような効果を期待していきたいということです。これは今すぐには始められませんが、中学校が新しく建設し始め、徐々に立ち上げていくことになろうかと思えます。これもある程度地域に開かれたというよりは、全国に開かれたといえますか社会に開かれた形になるのですが、このようなものも考えていきたいということです。

やはり、一番はアとイだと思います。ここがしっかりと回っていくということです。

次が、地域に開かれた学校運営の中の一つとして出てくるのが地域人材の活用ということです。この地域人材の活用について、狙いは何か、なぜ地域人材を活用するかというのは、ここにもありますように中学生にとって先生と生徒という限られた学校社会ではなく、できるだけ広いさまざまな人たちと出会うといえますか、かかわるといえるか、そういったものを重視してやっていこうということです。ちょっと文言整理していないので読みづらいところがまだあるのですが、第一の狙いは多様な地域人材の活用によって中学生の教育的なものにつなげていきたいということです。2つ目の狙いとしては人材を確保する、その地域の人たちが学校運営に入ることによって学校運営による地域づくり、学校運営によるまちづくり、そして住民の生活の活性化と、それから地域コミュニティの活性化、それを狙っていくということです。3つ目は、当然地域の方々に手伝っていただければ財政的にもメリットが期待できます。

それで、21ページにこの4つの事業を書いています。当然、最初に出てくるのは部活動の指導員だと思います。いろいろな技術、技能、知識を持った専門的な人材がいると思います。その方々に手伝っていただくということです。それから学力向上支援員と書いています。これから学力向上支援員を数学だけではなく国・英・理・社というふうにはほかの主要科目にも広げていきますので、それなりの先生、教員資格を持った方が必要です。多くの方々に参画していただきたい。町内には教員出身の方が随分おられますので、その方々に参画していただきたい。

あるいは、教員経験がなくても資格を持っている方々、学校に協力していただく方に入っていただきたいと思います。それからウは英語指導員です。これも名称は仮称ですが、交流を通して英語力を身につけた方、あるいはそれとはまた別に海外生活の経験のある方などを学校に入っていて、自分が持っているスキルを子どもたちに伝えていただきたい。それから最後は、その他の学校支援ボランティアという形になるかと思うのですが、いろいろな形で学校に参画して、このボランティアも有償、無償といろいろとあると思うのですが、この方々に参画していただきながら登録制という形になると思うのですが、学校が必要としている人材を地域からつなげていく、派遣していくという形をしていきたいと思います。

これらのコーディネートとその地域連携コーディネーターが行っていくというふうになるかと思えます。ですので、学校運営協議会と地域連携コーディネーターの個々の役割がこれからすごく大きくなってくると考えております。

大体、この中にまとめていきたいと思っているのは以上の内容です。それで、先ほどからもお話ししましたように、内容の整理といいますか文言の整理、言葉の整理をして、本文のほうを完成させる。それから後ろのほうにはいろいろと今まで調査してきた内容の結果とか、あるいはここに出している数値の積算根拠等を巻末に資料としてつけていく予定です。

それで、今日お配りした最後に中学校再編に向けた今後の取り組みについてというスケジュールを書いています。これをつくったものを先ほどお話ししましたように、町民の皆さんに見ていただかなければならないということです。教育委員会と町民の皆さんとが情報共有するためにつくっているものですから、これをまず全戸に配付しなければならないと思っています。目標としては、6月1日の全戸配付で配付していきたい。ただ、これでさえもう20ページで10枚、両面なのですけれども、配付する場合は資料はなしにして、これで配るようになるかと思えます。ただ、この10枚のものを9,000部もつくるというのは大変な作業になってくるわけですが、しかし、今回これは配っておきたいと思っています。それで、そのスケジュールを考えていったときに、6月に配って6月の中旬以降に前回の臨時会でもお話ししましたけれども、住民との意見交換会を、そして上旬には保護者との意見交換会。場合によっては、保護者の方については5月末あたりから保護者との意見交換会を行っていきたいと考えています。ですので、6月は夜・昼とそれぞれ続くのかなというふうには思っています。

それで、お願いでございますが、4月13日にも臨時会を開いていただいたばかりでございますが、今日のこの定例会でお示した内容に対してご意見をいただいて、そのご意見からさらにまた精査を加えて完成版に持っていきたいと思っています。5月の連休が明けた後、8日

から10日ぐらいまでの3日間の間にもう一度臨時会をお願いできればと思います。事務局の希望としましては、ここに5月8日と書いていますけれども、5月9日の午後1時半に臨時会を開いていただきまして、ある程度完成版に近いものをお示しして、確認をしていただき、そしてその日、できれば時間があれば現地に、学校建設予定地としている場所を含めてその周辺等子どもたちの通学路として交通上危険な場所とかそれらも確認していただければと思っています。そして、議会に説明をして、5月22日あたりから各懇談会、あるいは父兄の役員の皆さん等に事前に配る。そして、全戸には6月1日に配るという手順を進めていきたいと考えています。

まず、6月中にこれを周知していろいろな意見が出されるでしょうから、その出された意見を、もう一度、前にもやったように紙に書いて出していただき、あるいは意見として出されたものに対する回答を皆さんにお配りするなど、8月には教育委員会の考えをまとめて、それで進めさせていただくという方向に持っていきたいと考えています。以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございました。

ただいま丁寧な説明をいただきましたけれども、意見、質問などございましたらどうぞ。

フリートーキングにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 少し硬く書いているので、連休中にもう少し柔らかく直していきたいと思います。簡単なことを伝えるのに難しく書いて伝えようとしている、そういうところが自分で読んでいても多々あるので、なるべく平たく、わかりやすく直していきたいと思います。

委員長（後藤眞琴） 僕はこの教育ファンドの設置というのは新しく提案されましたが、これはどこか全国的に見た場合に事例はあるのですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 私の知る範囲でないと思います。一つの目的、例えば校舎建てるのでというそういったもの、あるいは何かをつくるために、一つの目的のためにファンドやっているのはありますけれども、一般的な教育ファンドというものはあまりないと思います。

ファンドとは出資という意味ですが、実質的には寄附金になると思います。寄付による基金です。

委員（成澤明子） 試みとして面白いと思います。

委員長（後藤眞琴） ほかに。ご自由にどうぞ。

委員（成澤明子） 聞いていますと本当に夢のようなというか、私にとってはこんなに、例え

ば17ページに標準のクラス編成の人数とかクラスの数と、下のほうに美里町独自でやった場合というのを見ると、これが実現したら本当にすばらしいと思います。一人一人と向き合える指導者の時間が確保できるということとか、それから、子どもたち一人一人が見られることによって伸びていく部分もふえるという子どもにとっても教員にとっても本当に夢のような。そのときの、しかも独自に町が教員を採用した場合に、18ページにありますけれども、雇用条件は宮城県の教育委員会と同様に行うということ。今次長さんがおっしゃったファンドのこととか、校舎のいろいろ修理が必要になる、そういった維持費にかかる部分を人的なものに回せるということなのでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 校舎の維持費を回せるというのは、今のこの3つの中学校をしっかりと直していけば相当な修繕費がかかります。大規模な改修はできません。しかし、教育環境を維持しなければなりません。毎年1,000万円以上の修繕を行っています。1,000万円ではこうした教員の配置はできません。また、建設費の償還も考えた場合、もっともっと予算がかかります。そうは言っても、今の中学校施設を直さないでこのままというわけにもいきません。建物を建てるためにはそれなりの予算が必要です。しかし、今、なんとかしなければならぬ。そして、さらにソフトの教育面でも独自の予算を使っていくというのは、まさに教育を充実させる町というか、教育のための町をつくる、その方向に向かって進んで行くということだと思います。金が浮いたからこれをやるというのではなく、やはり町として教育に力を入れるという考えを持っていくべきです。

前に説明した年間の3校の維持費が約2億円です。2億円のものが半分になって1億円が浮くとか、そういった話も出てきて、確かに維持費としては3校から1校になって浮くのですが、その浮く分だけではこれはやっていけないと思います。独自の財源を充てても中学校の教育の充実を進めていくという考えを持たなければならない、それを全面的に出していくべきだと思います。ここの、今は建設費の比較しかしていないのですが、計画した人員配置を行ったとき、人件費1人平均500万円と見た場合、追加する教員の分だけで二、三千万円にはなります。さらにスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの分を加えると、相当の金額になります。その人件費をどのように見ていくか。それからスクールバスの費用がプラスされます。維持費が安くなる分とそれらを比較した場合にどうなるか。こちらの方が高くなるでしょう。しかし、それでも子どもたちのために町はやっていくのだという姿勢を出していきたいと思います。よい教育を行うためには、確かにお金がかかります。全国どこもやっていない教育を、ちょっと言葉は悪いのですが、美里町で夢を追っていくことに見えるかもしれませんが、実現していく

ということを町民に伝えていく必要があるのではないのでしょうか。

委員長（後藤眞琴） 僕は夢に終わらせたらだめだと思うのです。やるなら、教育委員会としてこういうことをしっかりやりますと、説明をしなければならない。そのためにはある程度のお金がかかるのはやむを得ない。せっかく、皆さんも教育委員を引き受けてくださったのですから、これはぜひ実現させましょう。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） フリーターキングなのでしゃべらせてもらいますけれども、人件費で5,000万円ぐらいかと思積もっています。スクールカウンセラーとかいろいろな専門職員も入ってきますので、大体人件費で5,000万円ぐらい。そして、スクールバスで5,000万円ぐらい。ですから、大体1億円ぐらいが今かかっていない費用としてかかると想定しています。

委員（成澤明子） 維持するために毎年出ていくお金ですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうです。しかし、ハード（施設）の維持費は、今の3校を維持するよりは安くなるでしょうから、それと比較していった場合にどうなるか。新しい校舎等の建設費の償還を除けばトントンでやれるかもしれません。建設費の償還金は財政的には新たな負担となりますが。しかし、子どもたちの教育に予算を向ける、子どもたちに投資する町づくりを行うということです。

委員（成澤明子） 教育ファンドを全国から募るとなったら、インターネットに掲載されて、それによって全国からそういう理想的な町があるのかと注目されれば、相乗効果にもなるのではないのでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） この表を見るだけで、1クラスの生徒数は3分の2から4分の3になります。

委員（成澤明子） どこかでやっているということ、あるのでしょうか。別にやっていなくてもいいのですが。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 公立の小中学校ではないと思います。私立大学の付属などではあるかどうか。

委員長（後藤眞琴） やってみたら、できない、となってしまうことも心配されます。

この前、図書館主催で美里町出身の人でイタリアのルネサンスを研究しているという方のお話があって、僕も参加させてもらって、その方、千葉県のごどこにお住まいの方で、ぜひここでイタリアルネサンスのお話をしたいということで、無料でお話をさせていただきました。女性の方でしたけれども、そういう方もおりますので、できるだけ早く立ち上げてやってみてもい

いのではないか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これを行うためには、町長との協議も必要です。了解をもらわなければならないと思います。

教育長（佐々木賢治） フリーということで。資料の21ページ、英語指導員という話が出ていましたけれども、小学校の先生というのは小学校の教育課程の勉強を大学でやってきて、英語教育について専門的にやってきたわけではないのに、指導もし、評価もしなければならないということがとても大変なことであろうと思います。成果を期待するならば、無料の英語指導員という形で臨時にといいますかパートといいますか、随時そういう方をうんと活用したほうが効果は上がるのではないのでしょうかね、というお話も聞きましたから、これはぴったりかなと思いました。この間、ウイノナの人が来たときに、通訳の人、ここに書かれているように海外に駐在したり、あるいはそういう英語力を仕事にしてきた人も結構いらっちゃって、その人たちが間を取り持って通訳してくださって、何か割とよかったようです。だから、こういうことは大いに地域の人を力にかりるとするのは大事ではないかと思います。

委員長（後藤眞琴） 前から、僕言っているのは、小学校の英語教育だったらまずネイティブの発音、これを聞くのがまず大事なことで。できるならば早い時期に日本人がネイティブの発音に触れるように。日本人の英語と違うので、ですから、せっかくウイノナと姉妹都市をしているので何とかならないのかと。これを町長さん、町長部局と教育委員会としてそれをやると、小学校の先生の負担も減ります。ですから、できるだけそっちのほうを、僕などは茨城県の田舎者ですから。今でも「ひ」と「し」の発音、向こうはみんな同じだから、ですから、苦労している。ひし形とか言うときに。そういう日本人が英語云々言われていますけれども、まず子どもたちにそういう早い時期からネイティブの英語に接する形をつくる。僕は高知大学に行ったときに全て英語、英会話はネイティブにやってもらおうのだというのでやったのです。そしたら、大々的に高知新聞とかで珍しい、こういうことをやっていると紹介されました。ですから、大学でもそういうのが珍しいのをここ美里町でそういうことができた。もしできなかつたら今成澤さんがおっしゃったようなセカンドベストの方法があるかと思いますので。

委員（成澤明子） それを今担っているのはALTの皆さんの存在だと思いますが。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。ただ、ALTの数が少ないですね。

委員（成澤明子） 前に、ウイノナ出身の人がALTになったことがありますよね。二、三年前に。

委員長（後藤眞琴） 僕などは単純に、町の職員が2人ぐらいとウイノナの教職員2人ぐらい

と交換して、その人に英語を子どもたちに教えてもらう。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) そうですね。そこまで書けなかったので、それは来年、再来年以降でもいいですね。

委員(成澤明子) 交換だとお金かからないのですか。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) お互い、生活する分については受け入れ側でお世話をす  
るようになるのですかね。部屋などを用意して。

教育長(佐々木賢治) 中学校の英語の場合には日本人で十分だろうと。小学校はそういかな  
いのかも。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) ネイティブの人を数多く入れていくことです、やはり、  
学校に。小中ともに。

委員長(後藤眞琴) それと、本当に小学校の先生、これから大変だろうと思うのです。全部  
必修化だから。

教育長(佐々木賢治) 5月26日に義務教育課から町の教育委員会へ来ます。小学校の英語  
教育について研究員の考え、今どういう方向でやるかというそういうスケジュール組んでいる  
のですが、県のほうでは教員採用試験の枠で小学校の免許と英語の、あるいは小学校の教員で  
英語の小学校の免許はあるが英語のあれないとか、その辺、いろいろ考えてはいるようです。  
逆に、中学校で英語の免許を持っていて、通信教育で小学校の免許を取る。そちらのパターン  
は比較的やりやすいのですが、その辺、要するにことし新しい学習指導要領公布されて、30、  
31年度が準備期間なのです、小学校の英語。2年間。美里町ではもう県教委の方針ももちろ  
ん考慮しながら、準備期間に今お話しあったようなウィノナ関係、国際交流協会の鎌田会長さ  
んにもそういったお話などもしてはいますが、発想は物すごくいいのですけれども、具体的に  
どういうふうにしていったらいいのかです。何とかことしあたりで詰めていければと、ここ  
にあるように。例えば、交換もあるだろうし。それから東北学院大のほうで前原議員さんが中  
に入って紹介してくれるとか、そういった話もあります。宮城大学のほうも企画財政課として  
今ちょっと調整してもらっていますが、なかなかこちらは厳しいような。ですから、そういつ  
た地元の大学、それからウィノナ関係、そういったところで人材を確保して、それを具体的に  
どういうふうに取り組んでいくのが一番いい方法なのか。今年度中に、早めに方向づけをある  
程度示していければと思っはいます。

委員長(後藤眞琴) 東北学院のお話ですが前原さんの方ではそんなに難しい話ではないので  
はないですか。



教育長（佐々木賢治） 何か、OB会のようなもので。早速紹介していただいて。

委員（成澤明子） ウィノナの人たちが何かすごく美里町を魅力的に思っていて、それでこちらに来たい大人とか、中高生も選抜しないと来られないほど、希望者が多いそうです。だから、仮に、例えば職員の交換とか、教員の交換とかの話を持ち掛けたら、関心を示してくれるかもしれないですね。

委員長（後藤眞琴） ほかに何か。

委員（留守広行） 通学の件なのですけれども、自転車通学圏内に入った場合の生徒さんなのですけれども、例えば天候のいいときは自転車でいいのでしょうかけれども、天気の悪いときは家庭の送迎というのが出てくると思うのですが、どうしても学校の位置が決まらなければ住民バスのそういう路線の編成もできないとは思いますが、住民バスの路線の編成も視野に入れていただければとは思っています。停留所がそばでなくても降りて歩いて行く。そうすると車の数も少なく、交通安全につながるのではないかと。雨が降って車、敷地を確保するとは思いますが、時間帯によっては送迎の車が集中すると思うので、安全面を考えて。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） バスも10台になりますから。降り場と自家用車の降り場は変えなければならぬでしょう。

委員（留守広行） 停留所から学校まで歩けるような停留所設置できれば。学校がどこに最終的に候補地が決まらない限りは路線も編成できないでしょうけれども。皆さん、教育ファンドのことをおっしゃられていましたので、そのファンド、これから設計していくと思うのですが、校舎を建てるのに募集したり、あとは例えば吹奏楽の楽器をそろえたいのをお願いするとか、スポーツ関係のとか、そんなようなことも考えられるのかなと今お話を聞いていて。そういうのにちょっと著名な音楽家の方に、ダイレクトにして出していただいて、そして来ていただいて初披露とか、そんなのにつながっていけばいいな。本当に欲の話ですけれども、スポーツ関係でも例えばサッカーボールとかそういうものをサッカー選手に、引退した選手でもいいのでしょうからちょっと名の通った選手でも支援していただければ、来ていただいてサッカー教室とか何とかとあれば支援になっていいのかと今思いました。これからでしょうけれども、設計は、ぜひお願いしたいと思います。

委員（千葉菜穂美） スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの配置がありますけれども、毎日ですか。今までは週に1回の頻度で来られているのですけれども、その方が毎日美里町で働くことになると、その必要性があるのかと。そんなにそんなに相談とかそういうのがあるのかと。そういうのはまず先生とか学年主任の先生とか学校関係の方で相談して、

その後スクールカウンセラーとかの方と学校の先生と相談できない方がそれを利用する感じだと思うのです。だから、結局スクールカウンセラーの方に相談しても学校の先生と話をするという形になるのではないかと思うので、毎日ではなくてもいいのではないかと思います。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これは、スクールカウンセラーが相談だけをしているわけではなく、逆に先生たちに対する指導、先生たちからの相談も受けるということもあります。あるいはスクールソーシャルワーカーも事件が起きたら動くという待つ立場ではなく、自分のほうから積極的に働きかけていくことだと思います。例えば、いじめの未然防止とか、あるいは子どもたちにこういう傾向や症状が見られるときにはこういうことに気をつけなさいとか、また、先生や生徒、保護者のニーズに合わせた活動もできると思います。なので、この方々が私はできれば1人だと決まったやり方になってしまうので、複数の方が話し合いをしながらこのケース、あのケースとか、あるいは1人のカウンセラーが対応してもだめだったら違う人がチームとして対処できるような体制ができればとよいと思うのです。

今は県から各学校へ派遣される「派遣型」ですが、将来的には各学校での「配置型」になっていくと思います。今、美里町が1人ずつを常駐配置すると言っていますが、将来的にはほかの町の学校もこの同じ方向に向かうと思います。もしかしたら、美里町が実施する頃には他の市町村でもそうなっているかもしれません。それだけ学校としては配置すべき必要な職種だと思います。生徒数が500名規模の学校ですので、できれば複数人を配置したいです。少なくとも1人は常備配置しなければならない。また、隣の市町村のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと人材交流で行うことや、広域での協議会を組織してスクールカウンセラー同士、スクールソーシャルワーカー同士の交流、研修、情報交換などができれば良いと思います。

委員（千葉菜穂美） でも、個人情報ですよね。それが個人情報、ほかの人に伝わったりするということはないですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 絶対にはないです。これは我々職員と同じように職員間での情報交換はあっても、その職員の間からは漏れることはないです。

教育長（佐々木賢治） 一応、守秘義務はかかっているのです。

委員（千葉菜穂美） もし、可能でしたら、信頼できる方、本当に信頼できる方に担当にしていただきたいと思います。

教育長（佐々木賢治） そうですね。これは教員でも言えることでありまして、ましてやカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーなどは何よりもかによりもそれを最優先されて、県

のほうで一応人選されて来ているとは思いますが、それは千葉さん言われるのは全くそのとおりで、それで学校の先生方はまず子どもとの相談相手、子ども中心になると思うのです。毎日の学級活動を通して。ところが、生徒数ふえてくるとなかなか難しいこともあるし、そういったスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの方々は生徒とももちろん相談に応じてくれますが、保護者とかそういった場合によっては地域の方、そういった方々を対象に専門的な立場でお話をさせていただくと、もちろん先生方も相談に行きます。教育委員会でいろいろスクールカウンセラーの統計とっていますけれども、誰が相談に来た、生徒、保護者、教員。教員も結構相談しているのです。ですから、そういった専門的な知識・見解をお持ちの方が学校に常駐しているということはとても心強いですし、現在県から来ているのは週に1回程度なのです。なかなかいろいろなことが発生した場合難しいと言いますが、ですから、今は今回の小牛田中のこともいっぱいあるのですけれども、そういった子どもたちの心の状態、場合によっては生徒、保護者、スクールカウンセラー、継続して相談するとか、確かに重要なポジションといいますかスクールカウンセラーというのは必要だと学校からもお話は受けております。

もちろん、個人情報については、守秘義務があるのは当然のことだと思います。もし、町でそういった方々をお願いする場合、その人選、大変難しいですけれども、きちっとやらなければならぬのかとは思っています。

委員長（後藤眞琴） 勉強不足で申しわけないのですけれども、この宮城県教育委員会から1週間に1度、来てくれているスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーは、現在どういうことを具体的にされているのですか。

教育長（佐々木賢治） スクールカウンセラーというのはあくまでも教育相談、スクールソーシャルワーカーは社会福祉の観点から対処する有資格者です。教育相談をするスクールカウンセラーは主に退職した先生方とか校長先生方、いわゆる教職の免許のある方々がスクールカウンセラーとして各学校に委嘱されて派遣されています。スクールソーシャルワーカーは、宮城県教育委員会で何人か人選をして、市町村に週一日、1日何時間、年間何日間と割り振りをし配置しています。業務内容はスクールカウンセラーとは全然違うのですが、いわゆる社会福祉関係とか広範囲にわたっての相談を受けた場合、いろいろアドバイスできるという、広範囲というそういった捉え方していただければいいのかと思います。

委員長（後藤眞琴） そうすると、1週間に1回来たときに、これとこれをこの日に行うということですか。経過なども知っていて、直接相談に行けるような体制にはなっているのですか。

教育長（佐々木賢治） 訪問指導はしません。スクールソーシャルワーカーは基本的には学校

での勤務です。

委員（成澤明子） そうすると、このスクールソーシャルワーカーというのはどういうことを行った場合にどのようなことをするのですか。

委員（成澤明子） もう一ついいですか。9ページの中学校用地としての条件というところでいろいろな安全性の確保ということですが、詳しいことは決まっていると思いますので、鉄塔の電磁波についてはこういうわけで大丈夫であると言えるような準備をお願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね、調査をしたいと思います。

委員（成澤明子） データを測ってくれるというのでも聞いたのですけれども。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それで、インターネットで調べたら、電磁波は測定する機械は3万円、4万円程度でした。ただ、私たちが測るよりは調査を専門としている会社に頼んで測っていただいた方が良くと思います。専門の業者を探してみます。

○委員長（後藤眞琴） 他、何かありませんか。

教育総務課課長補佐（角田克江） 委員長さん、すみません。休憩をお願いできないでしょうか。

委員長（後藤眞琴） それでは、暫時休憩とします。

---

委員長（後藤眞琴） それでは、再開いたします。

最初に、報告事項の「日程第6 報告第2号 平成29年度指導主事学校（園）訪問について」、岩淵先生のほうから報告をお願いします。

学校教育専門指導員（岩淵薫） では、私のほうからお話し申し上げます。

指導主事訪問、日程表、お手元に配布しています。日にち順にしたものと、それから裏側が小学校・中学校・幼稚園別になっているものとあるのですけれども、今年度から指導主事訪問は今までA訪問というのが主なものでして、全学級担任が授業をして指導主事に見てもらって指導をいただくという指導主事訪問でしたが、今年度から形態を変えるということで、先生方の、教員のアクティブラーニングも勉強してほしい。アクティブラーニングとは何ですかという話になるのですが、主体的で対話的で深い学び、日本語で訳すとそういうことで、文科省ではまだアクティブラーニングという言葉が正式に使っておりません。宮城県教育委員会のほうでは使っているようなのですけれども、それで、今回今年から各学校・幼稚園では授業を1つ

から3つぐらいに絞って見せてください。ただし、授業をするのは1人の先生がやるのですが、その構想を練るのはみんなでやってくださいということなのです。それで、グループをつくって、先生方でグループをつくって1つの授業を組み立てていく。その話し合う過程が大事なのだという考え方ようです。そういった見方をしてほしいといいますが、取り組みをしてほしいということです。

それから全体会というのがありまして、いじめ問題、不登校問題についての話し合いということになるのですが、今年度は起きてからの話ではなく、不登校やいじめが起きてからの話ではなく、今年度からは起きる前、防止するにはどうしたらいいかということを中心に話し合ってくださいということになっています。それで、いじめ・不登校問題についてはその対策を各学校でどのようにとるかということが話し合いの中心になる。それも、先生方のアクティブラーニングの手法で取り組んでくださいということなのですが、要するに、話し合っただけ内容を深めてほしいというのが狙いようです。

ということで、今年度から若干指導主事訪問の形態が変わるということでございます。それで、その日程表を見てもらいますと、今までは諸表簿の指導も必ず入っていたのですが、今回からは希望する学校にのみ諸表簿の指導を行いますということで、諸表簿指導のある学校とない学校、あるところは希望した学校ということになります。それからほとんどの学校がB訪問という形態で希望しているわけですが、Dという学校もございます。青生小学校と小牛田中学校がD訪問も希望しています。D訪問は、校内研究も一緒に見てほしい、指導してほしいという希望で取り組んでおります。それで、D訪問を希望しているところはD訪問も組み合わせてD訪問2回、それからB訪問1回と3回訪問を受けるような形になっております。2回の間違いです、小牛田中は2回です。それから青生小が3回という指導形態といいますが指導を受ける予定になっておりますので、日にちを追ったほうの訪問日程を見ていただいて、ぜひ教育委員さん方も都合がつくところにお出席していただければいいのかと思います。私からは以上です。

委員長（後藤真琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に何か質問等ございましたらよろしくお願いします。

委員（留守広行） 午前でしたら何時からなのでしょうか。午後からでしたら何時からなのでしょうか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 午前は9時から始まります。9時から校長の学校経営説明会が始まります。それで、午前中は12時半には終わるという予定になっております。それから

午後からは1時半からです。1時半から校長の学校経営説明が始まるという予定になっております。なお、指導主事訪問のときが近くなってきたら具体的な時間等、またご案内させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（後藤眞琴） アクティブラーニングのことをもう少し説明してください。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 主体的、対話的で深い学びというふうに訳しています。それで、今までのものだと、例えば学級会活動で話し合い活動をしますよね。ああいうことをイメージしてもらいたいと思います。必ずしも机に、固定した机に座って授業を受けるのではなく、そのやり方次第なのですけれども、グループにしてみたり、あるいはそっち、こっちと動き回ってお互いに意見交換をしたりとそういう形態を取り入れている学校もございます。なので、今までのようにただ一方的にといいいますか、教師のほうから子どもに講義型ではなく子ども同士でサジェスションできるような話し合いが持てる場をつくってほしいという、そういう形態を重んじる手法といいいますかそういうやり方です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございました。ほかに何かございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ、協議事項に先ほどの続きを行いたいと思うのですけれども、その前に角田課長補佐さんから何か説明はありますか。

教育総務課課長補佐（角田克江） 進行の都合上、協議事項の日程9、10を先に協議いただきたいと思います。

---

#### 日程 第9 美里町学校事務支援室グループリーダーの任命について

委員長（後藤眞琴） 次に協議事項の「日程第9 美里町学校事務支援室グループリーダーの任命について」について協議したいと思います。

事務局のほうから説明、よろしく申し上げます。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、私のほうから日程第9グループリーダーの任命について説明のほう、いたしたいと思います。本日追加で配付しました資料の中で美里町立学校管理に関する規則美里町立学校事務の共同実施組織第22条の2と、それから美里町学校事務支援室運営規定をひとまとめにして、本日お配りしております。

まず、美里町立学校管理に関する規則の中で学校事務の共同実施組織ということで教育委員

会は学校における効率的効果的な事務処理体制の確立と事務機能強化を図り、教育活動の支援を行うため複数の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行う組織として美里町学校事務支援室（以下、学校事務支援室という）を置くことができるとされております。そして、学校事務支援室の組織運営業務等に関して必要な事項は教育委員会が別に定めるということで、美里町学校事務支援室運営規定を定めております。こちらは平成27年3月31付教育委員会訓令第2号ということになっておりまして、この中におきまして組織の第2条の4におきましてグループリーダーは美里町教育委員会（以下、教育委員会という）が任命するという一文があるのでありますが、任命というのは任命権者が行うことでありまして、この事務支援室、学校の先生方につきましては県で採用されている先生たちですので、そうなりますと教育委員会では任命というのはいかなるわけでもないのかという部分で教育委員会のほうでもこの部分、町の規定を整理した上で改めて5月の臨時会、あるいは定例会のときにグループリーダーの委嘱という形になろうかと思うのですが、お諮りしたいと考えております。委嘱期間については、5月の会議には諮りますが、遡って4月1日から1年間、29年4月1日から平成30年の3月31日までの期間として委嘱したいと考えておりますので、皆様におきましても了解のほうをいただければと思ひまして、本日協議事項として上げさせていただきました。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの協議内容の説明に何かご質問等ありましたらよろしくお願ひします。  
よろしいですか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） 本件は先ほど説明ありましたように、審議事項ではありませんので、採決は行いません。次回にまた改めて提案していただきたいと思ひます。

---

#### 日程 第10 美里町学校評議員の推薦について

次に「日程第10 美里町学校評議員の推薦について」を協議いたします。

事務局より協議内容の説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（齋藤寿） それでは、日程第10の美里町学校評議員の推薦につきまして、説明させていただきます。

開かれた学校運営を推進するために各校に学校評議員を置いております。本日の委員会にお

きまして各学校の校長から推薦のありました学校評議員の名簿をお示しして、承認を得、その後委嘱という流れを考えておりましたが、前の議題と同じように関係法令の見直しが必要かということになりましたので、そこについてご説明させていただきます。

本日、3枚物、クリップ止めになっておりますが、学校教育法施行規則、それから美里町立学校管理に関する規則、それから美里町立学校の学校評議員設置に関する要綱と3枚お配りしております。この3枚を使って簡単にご説明をさせていただきたいと思いますが、まず学校教育法施行規則第49条、ここのところに小学校には設置者の定めるところにより学校評議員を置くことができる。中学校、幼稚園も準用規定により同じようなこれが反映され同じようになっています。それにあわせて、もう1枚、すみません、美里町立学校管理に関する規則、こちらは24条の部分だけ抜粋してありますが、ここには「校長は」と書いてありまして学校評議員を置くことができる。上位の法令とちょっと設置できる人が、者が変わっております。ここも整合性がとれていない。それから、先ほどの学校教育法施行規則の3項、第49条第3校に学校評議員は当該小学校の職員以外のもので教育に関する理解及び識見を有するものうちから校長の推薦により当該小学校の設置者が委嘱すると書いております。それと比べまして、3枚目にお渡ししております美里町立学校の学校評議員設置に関する要綱の第4条の第2項ですが、教育委員会は校長から推薦のあったものに学校評議員を委嘱することが適当と認めるときは、当該推薦のあったものに対して委嘱状を交付する。ここは簡単に読めば教育委員会は委嘱状を交付するということになっておりまして、学校教育法施行規則では学校の設置者が委嘱するということで、ここの読み方も学校の設置者というのが町長なのか、それとも教育委員会なのか。いろいろな見方、判断も出ているところではありますが、大方学校の設置者は町長であろうという見方が大方です。一部教育委員会もという見方もないわけではないのですが、この辺も整合性がとれていないという部分から、本日はここでは推薦の方を出して委嘱対象者を決めるということは難しいので、改めてこの法令全て見直しをかけまして、再検討しまして、次回以降に必要な措置も場合によっては要綱等の見直しとか含めて、その上で学校評議員の委嘱についてご説明させていただきたいと思います。

本日については、法令の不備がある部分についてご報告をし、次回以降にこの部分についての対応をさせていただきたいと思います。以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に質問など、ございますか。これ、今まで評議員、こういう形で教育委員会がさっきあった要綱に従ってやっていたわけですね。



教育総務課課長補佐（齋藤寿） 基本はこのままで、変わっていないままで来ておりますが、改めまして関係法令を読みまして、取り扱いについて適切な形に直したいということで、今回この中身を再度検討させていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長（佐々木賢治） 委嘱ですが、今まではこの学校評議員設置に関する要綱、これに基づいてずっとやってきたのです。学校から推薦されてきた評議員を本来であれば教育委員会で審議をして承認を受ける。承認を受けて、教育委員会から委嘱状を交付するべきだったのですが、教育長の責任になりますけれども、事務局にお任せいただいたという勝手に判断して、お叱りを受けるのですが、こちらで交付をしていた、そういった流れがずっとあったのです。人のせいにするわけではないのですが、そういったパターンでやってきまして、今回管理規則、施行規則等を確認したところ、整合性がとれていないということが判明したのでそれを整理して、ここで審議していただく資料を整理して次回の会議にお示ししたいと思ひます。この要綱、今までやってきた事務手続に多分なろうかと思ひますが、この管理規則と要綱等の整合性をきちんとして審議していただくということになりますので、よろしくお願ひします。

委員長（後藤眞琴） 質問ですが、先ほどの当該小学校の設置者は誰かということ、町長、首長というのが一般的だけれども、教育委員会だという考え方も一部あるということですか。

教育総務課課長補佐（齋藤寿） そのような表記がある部分も見かけることがあります。

委員長（後藤眞琴） そうすると、今までのやり方そのものは当該小学校の設置者が首長だとすれば、教育委員会はそこに関知できないわけですね。ただ、この要綱ではそれを無視した形で抵触しているような形で、教育委員会が委嘱するのだと、委嘱状を交付するのだとなっているのですね。そこが、要するに学校教育法施行規則にこの美里町の教育委員会の規則が抵触するような形になるのですよね。小学校の設置者が教育委員会だとなれば抵触はしないことになるわけですね。では、その点よろしくお願ひいたします。

ほか、何かご質問ございますか。よろしいですか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、本件は先ほど説明ありましたように、審議事項ではありませんので採決は行いません。

あと、よろしくお願ひします。

日程 第 1 1 平成 3 0 年度使用教科用図書（小学校道徳）の採択について

委員長（後藤眞琴） それでは、「日程第 1 1 平成 3 0 年度使用教科用図書（小学校道徳）の採択について」協議をいたします。

事務局より協議内容の説明をお願いいたします。

教育総務課主査（渡邊聡） 教育総務課の渡邊です。よろしくお願いいたします。

私のほうから日程第 1 1 の平成 3 0 年度使用教科用図書（小学校道徳）の採択について説明させていただきます。

まず、先日お配りしてありました資料のほうをお願いしたいと思います。こちらは 2 枚物の資料なのですが、まずタイトルのところで文言の修正のほうをお願いしたいと思います。その文言、平成 2 9 年度と表記されているかと思うのですが、こちらを 3 0 年度のほうに修正をお願いいたします。確認が漏れておりまして大変申しわけありませんでした。

内容について説明させていただきます。まず、小学校道徳の教科書についてなんですが、これはこれまで道徳の時間に各学校で行ってきたものを、平成 2 7 年 3 月に文部科学省で学習指導要領の改訂が行われまして特別の教科道徳と位置づけられたものです。小学校においては平成 3 0 年度から使用するということがされておりまして、採択についてはその前年度の今年度、2 9 年度に採択することになります。なお、中学校については 1 年後の平成 3 1 年度から使用開始ということになりますので、中学校についての道徳の教科書の採択は来年度の平成 3 0 年度に行うことになります。

この道徳の教科書の採択の権限についてなんですけれども、昨年度も行ってきたのですが、美里町の小中学校が使用する教科書の採択は美里町の教育委員会が行うこととされておりまして、美里町では宮城県の教育委員会が設定する採択地区ということで、大崎地区の 1 市 4 町で構成する大崎地区教科用図書採択協議会で共同採択をしております。共同採択についてなんですが、お手元の資料のほうに先日 4 月 1 2 日に大崎地区の採択協議会で総会が行われまして、事業計画書が示されましたので、こちらのほうをもとに説明させていただきます。

こちらなのですが、大まかなところを説明させていただきますと、6 月 2 日の第 1 回採択協議会から具体的な採択に入ります。6 月 8 日に事務担当者レベルでの会議がございまして、6 月 1 6 日から教科書展示会ということと、あと各教育委員会の採択希望調査ということで予定されておりまして、そして、7 月 1 3 日に第 3 回の採択協議会において平成 3 0 年度の教科書の採択決定ということで事務が進められる予定になっています。今回、お願いしたいのが 6 月 1 6 日に教科書の展示会が予定されておりまして、資料の真ん中らへんに米印で道徳は各

協議会場というふうに記入されております。こちらが各構成教育委員会のほうで道徳の教科書の教科書展示会について開催のほうをお願いされるものです。こちらの教科書の展示会についてなんですが、都道府県の教育委員会については開催が義務づけられているのですけれども、市町村単位では任意での開催となっております。ただ、開かれた採択という観点から町の単位でもぜひ教科書の展示会の開催をお願いしたいということで、今回提案をさせていただいたところ です。

こちらの教科書の展示会についてなんですが、2枚目の教科書展示会の開催要項(案)のほうをお願いしたいと思います。まず、目的のところなのですが、平成30年度から使用する教科書(小学校道徳)の採択に当たり、教科書の発行する臨時措置法第5条の規定により実施する宮城県教育委員会の展示会に倣い美里町教育委員会においても展示会を開催することで、広く一般住民への閲覧に供することを目的とさせていただいております。主催については美里町教育委員会となります。

3番目の展示会の名称ですが、こちらは小学校道徳の教科書展示会として表記させていただければと思います。4番目の展示期間及び展示会場についてですが、まず展示期間については平成29年6月16日金曜日から6月29日の木曜日まで、時間としては午前10時から午後6時までを考えております。展示会場については近代文学館と南郷図書館の2カ所で考えております。

続いて、展示する教科書の見本ですが、こちらは先ほど宮城県教育委員会の展示会に倣いということで、宮城県教育委員会と同一の教科書とさせていただきたいと思います。続いて、6番の周知方法ですが、こちらは6月16日開催ということで、町の広報の6月1日号に掲載ということと、あと町の公式ホームページのほうに記事として掲載させていただければと思います。また、各庁舎、図書館、その他公民館など公共施設へのチラシの配置やポスターの掲示なども予定しております。各小中学校においても文書によって教員や保護者への周知をさせていただければと思います。

7番の特記事項ですが、展示会の会場は図書館の一部のスペースを利用して展示する予定なのですが、こちらに閲覧者への任意でアンケート調査をあわせて実施させていただければと思います。こちらのアンケート結果については美里町の採択希望案を大崎地区の採択協議会に提出する際に委員の皆様にお示しさせていただいて、採択希望案を決めるための材料とさせていただければと思います。教科書の見本については会場外への持ち出しは禁止ということと、図書館の職員に対して展示会への協力依頼をするということ、あと(4)番目ですが、展

示会終了後の見本本については各図書館の蔵書として活用させていただければと思っております。

以上、すみません、大ざっぱですが開催の概要について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に質問などございますか。

委員（成澤明子） では、1つ。特記事項のところ、閲覧者への任意によるアンケート調査というのを聞き漏らしたのですけれども、これはどこに行くわけなのですか。

教育総務課主査（渡邊聡） 説明させていただきます。こちらのアンケート調査なのですが、こちらは美里町の採択希望を委員の皆様にお決めしていただくのですけれども、その際にアンケート調査の閲覧者の結果を事務局のほうで取りまとめさせていただいて、資料として委員の皆様にお配りさせていただきます。また、そのアンケート調査の結果については採択協議会のほうにも送付させていただく予定としております。以上です。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

この5番目の展示する教科書見本は宮城県教育委員会と同一の教科書とするということは、宮城県教育委員会はこういう理由でこういう教科書を展示しますというのはどこかにあるのですか。

教育総務課主査（渡邊聡） 宮城県教育委員会の開催については、教科書の発行に関する臨時措置法第5条において開催しなければならないとなっております。その詳細については臨時措置法の施行規則というところに定められております。すみません。委員の皆様にお配りしていないのですけれども、こちらの規則の中で文部科学省において検定した教科書について教科書展示会において展示するというにされております。

委員長（後藤眞琴） それに従って宮城県教育委員会はこういうものを教科書見本とします。それと同じようにこの美里町の教育委員会もしたらどうだろうかというふうに言って、そういうふうに解釈してよろしいのですか。

教育総務課主査（渡邊聡） そのとおりです。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ほか、何かございますか。これ、事務局から提案していただいたとおり、お認めしてよろしいでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） では、そういうふうにしたいと思います。

ほかに質問なければ、本件は審議事項ではありませんので採決は行いません。どうもありがとうございました。

---

#### 日程 第12 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第12 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について」を協議いたします。

事務局のほうから説明お願いいたします。

学校教育専門指導員（岩淵薫） それでは、わたしのほうからご説明申し上げます。そのうちの、今言った学力向上、それからいじめ・不登校対策等について継続協議なのですが、いじめ・不登校については後ほど齋藤が来て秘密会のところでお話ししますので、そのときに一緒にということにさせていただきます。

それで、学力向上の部分だけ私のほうからお話し申し上げます。先ほど委員の皆様にも28年度学校教育力アップの具体策実施結果のまとめという2枚のつづりのプリントを差し上げました。ごらんください。

教育委員会では8項目にわたって具体的に取り組みますということで上げていたわけなのですが、それをさらに学校におろして学校でもそれをさらに具体的に組みんでいくということになっております。それで、それぞれの学校での取り組みの結果がどうだったかというのを年度末に出していただいてまとめたものでございます。それで、C、D等不十分だった、それからできなかった、取り組めなかったというところについてはその理由も記してあげてくださいということにして返してもらいましたので、その一覧ということになります。

1番目、美里町学校教育力アップに係る調査についてということで、これは私のほうで2カ月に1回取りまとめている調査なのですが、朝御飯食べましたかとか何時間寝ましたかとかというあの調査なのですが、その中で南郷中学校さんがCということで回答してきました。どういうことかということ、学校外の学習が1日2時間60%以上、宿題の提出率100%、睡眠7時間80%以上、それから朝食が90%以上の目標を立てたのですが、朝食の摂取率しか達成できなかったということで、Cということで自分に厳しく評価したということになるかと思います。ほかの学校さんはある程度できたという評価のようでした。

2番、学力向上のための取り組みについてということで、学校での取り組みの状況、内容を聞いているわけなのですが、北浦小、中埴小、南郷中学校でCという評価をしております。北浦小学校ではC R Tの結果、国語・算数の全国平均点得点率を100と見たときの自校の得点率95以上にするということを目標にしたのですが、国語が93.3、算数が91.3で目標に達しなかったということでC、それから中埴小学校、学年に偏りがあってわかる喜びを味わわせ学習意欲を高めることができなかつたという反省でCということになっております。それから南郷中学校も目標点に達しなかつたということでCという評価をしております。

大きな3つ目です。全国学力・学習状況調査についてです。こちらは、昨年度は理科しませんでしたので理科のところは赤線で抹消しております。北浦小、それから南郷小、不動堂中、南郷中がC評価をしております。いずれも県平均程度を目指したのですが、届かなかつたということでC評価ということでございます。

次のページごらんください。学習状況調査についてはどこの学校も、これは子どもたちに聞いたものと、それから学校の校長が回答する調査になっているのですが、どの学校も大体できたかなという評価でBとなっております。それから大きな4つ目、長期休業中における学習機会の提供についてということもまずまずできた。学校によっては学校独自で補習のような機会をつくって取り組んだ学校もあります。もちろん教育委員会ではサマースクール、ウィンタースクール、それから中学生の週末学習会等実施して大分子子どもたちの参加を得ることができております。

次、大きな5番目です。みやぎ子どもの心ケアハウス事業についてということで、不登校をつくらない、出さない取り組みをしましょうという内容。それから出た場合、その対策をきちんとやりましょうという取り組みなのですが、特に南郷小学校さんでは不登校を食いとめることができなかつたということでC評価ということにしております。中学校も随分不登校の子どもたちはいるわけですが、学校としてはそれなりに取り組んだという自己評価をしております。ただ、私たちから見るともう少し取り組んでほしいという齋藤相談員ともお話ししているところでございます。

大きな6つ目です。全国体力運動能力運動習慣等の調査についてです。南郷小、それから南郷中学校さんで目標に達しなかつたということです。南郷中学校さん、とくに全国平均を大きく下回ってしまった。それで、運動嫌が多い。偏食が多いので改善の指導を徹底したいという反省を述べております。次、7番目の志教育の推進について。ここはどの学校も比較的、小学校ですと4年生で、何ですか、あれは、成人式ではなく2分の1成人式をやっております。

どの学校でも実施しております。その中で将来の希望を述べたりさせて取り組んでいるようです。それが中学校ですと立志式というのですか、どの学校でも取り組んでやっている。それに向けて個人指導もやっているというようなことのようにです。大きな8番目です。道徳的信条、実践力の育成についてということで、中塚小学校さんがC評価ということでございました。児童の道徳で実践力を高めることを目標としたが、友達のことを考え思いやりの心を持った発言を引き出すことができなかったという反省です。C評価が出ておりました。

それぞれの学校でさまざまな取り組みがなされているわけですが、相対的に見てB評価が多く出てきているということなのですが、今年度はさらに学習習慣、生活習慣調査ということでこれまでの調査も引き続きやっていきたいと考えております。私からは以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に何か意見、質問等ございますか。

今見てわからないので教えていただくのですけども、1番目の美里町学校教育力アップに係る調査についてという、これ前2カ月に1回報告されて、それをもとにしたということですか。（「そうです」の声あり）

次の学力向上のための取り組みについてというのは、これはどういうことですか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） これは各学校で、例えば教育委員会が主導でCRTというのは4年生以上、小学校の場合はテストを受けてもらっています。それから中学生は1、2年生が受けて実力テスト的なものを行っているわけですけども、そういった取り組み、それから学校独自で取り組んでいる、例えば朝の時間に15分間頑張りタイムだとか、さまざまな時間をうまく使って勉強の補習のような形でしょうか、取り組んでいますので、そういったものの評価ということになります。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

そのほか、何かございませんか。

それからもう一つ、この最初の美里町学校教育力アップに係る調査についての家庭での取り組みについて、学校外学習というとどういうものが入るのですか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 学校のほかの学習ということですよ。塾、それからほかの業者さんからとっているものでやっている勉強、それについては家庭でやっている場合のほうが多いのですけども、学校によってその辺の意識の違いがあったものですから、今年度についてはとにかく学校以外でやったものについて計上してくださいということで、そういったものもきちっと入れていくという形にしております。

委員長（後藤眞琴） その点で前にもちょっとお願いしたことがあるのですがけれども、家庭外学習というときに塾でどれだけの子どもがやっているのか。それから家庭外という場合に、僕図書館に行くと土曜日、日曜日など自分の英語の教科書とか数学の問題を持ってきてやっている子どもいるのですよね。それが美里町の子どもかどうかはわかりませんが、そうするとそれも家庭外に入るわけですね。大部分、僕想像しているのでは塾とかいうのが多いので、そういうものがわからないと。

学校教育専門指導員（岩淵薫） それで、昨年度ですか、この委員会のほうで塾に行っている通塾率はどのぐらいなのか、それがわからないということなので、今年度の調査から質問項目に入れております。それで、4月の分が今週、各校から上がってきますので、今回の会議には間に合いませんでしたが、調査しております。

委員長（後藤眞琴） 各学校別に。よろしくお願いたします。

ほか、何かございますか。よろしいですか

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、本件は継続協議事項ですので次回以降も協議を進めてまいりたいと思います。

---

委員長（後藤眞琴） 美里町学校再編について、先ほど教育次長さんが別の会議に出られるのでそちらのほうに行きましたので、もし何かありましたら、その他が終わった時点で改めてそのことについて協議をしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、その他に入りたいと思います。

---

#### 日程 第14 小学校運動会の出席者について

委員長（後藤眞琴） 「日程第14 小学校運動会の出席者について」のご説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、委員の皆様事前に小学校運動会出席者（案）ということでお配りさせていただいております。そちらをご覧になっていただきたいのですが、



事務局のほうで案ということで、それぞれ会場を割り当てさせていただきました。まず後藤委員長さんには5月27日不動堂小学校。それから5月20日中埴小学校は成澤委員さん、5月20日の小牛田小学校は留守委員さん、同じく5月20日北浦小学校には千葉委員さん、5月20日南郷小学校は教育長さんで、5月20日の青生小学校には須田次長ということで、それぞれ割り当てさせていただきましたが、こちら、ご都合のほうは委員さん方、よろしいでしょうか。

委員長（後藤眞琴） 27日、28日と自分が属している学会で東京のほうに行かなければならないので。

教育総務課課長補佐（角田克江） そうすると、どこかと交換ですね。

委員長（後藤眞琴） 成澤先生、交換していただけませんか。（「構いません」の声あり）成澤先生と交換させていただきたいと思います。

事務局 それでは、5月20日中埴小学校に委員長さん。

委員（成澤明子） すみません。ちょっと難しいです。ごめんなさい。

委員長（後藤眞琴） 誰か、交換していただくと助かります。20日の北浦小学校と交換していただけませんか。

委員（千葉菜穂美） 近いほうがいいですよ。

委員長（後藤眞琴） 千葉委員さん、申しわけありません。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、委員長さんには5月20日の北浦小学校に出席いただきまして、5月27日不動堂小学校に千葉委員さんに出席いただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、すみません。この開式時刻なのですが、こちらは昨年時間となっておりまして、今確認中のところがございます。もし時間変更あった場合は後ほどお知らせしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございました。

それでは、委員皆様のご出席よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程 第15 平成29年5月教育委員会定例会の開催日について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第15 平成29年5月教育委員会定例会の開催日について」

臨時会も含めて事務局の案、よろしく願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、平成29年5月教育委員会臨時会を含めた開催日について、お諮りしたいと思います。

先ほどの学校再編の次長の説明の中でありましたとおり、まず臨時会を5月9日火曜日午後1時30分から南郷庁舎、こちらの206会議室で、それから定例会を5月25日木曜日の午後1時30分から南郷庁舎206会議室で開催するというところでどうでしょうか。

委員長（後藤眞琴） 今の事務局からの案でご都合悪い方おられるでしょうか。5月9日、それから5月25日、どちらも1時半から南郷庁舎でということによろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、そのようにしたいと思います。どうもありがとうございます。

事務局 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

そのほか、事務局や委員から何かございますか。

ここでなければ休憩したほうがいいでしょうか。（「いや、このまま」の声あり）

そのまま続けてよろしいでしょうか。

---

#### 日程 第16 小牛田中学校における器物損傷について

委員長（後藤眞琴） それでは、会議の初めに協議しました点、「日程第5 報告第1号 平成28年度生徒指導に関する報告」及び「日程第7 報告第3号 区域外就学について」並びに「日程第8 報告第4号 指定校の変更について」の非公開事項となる秘密会を行いたいと思います。傍聴者は入室できませんので御了承願います。

それでは、「日程第16 小牛田中学校における器物損傷について」教育長さんのほうからご説明、よろしく願いします。

教育長（佐々木賢治） 器物損傷についてというプリント、お手元にあると思います。これは4月19日午後1時半から議会全員協議会で議員の皆様方に説明をしたときの資料でございます。これに基づいて議会全員協議会に説明をしたわけではありますが、内容については4月13日で教育委員の皆様にはお知らせしてありますので、詳しくはここで省略させていただきます。

一つは、議員さんから、二度とこういうことのないように学校のほうでも全力を挙げてやってほしいというお話がございました。それから質問で3番の保護者への対応のところですが、

4月15日にPTA総会で校長がこの件についての説明、再発防止等について保護者に伝えたわけではありますが、全員保護者が来たわけではないです。来られなかった、来なかった保護者にはどうしたのですかと質問がありまして、そのとき私も確認していなかったので後ほど回答いたしますということでその場は終わったのですが、確認しましたところ、4月15日のPTA総会の案内は前から行っているのですが、この件については別途にこういうことも話をしますのでぜひ来ていただきたいと思っておりますとそういった内容の文書を、生徒を通して保護者の皆様に知らせているということを確認しております。したがって、この4月12日の件については小牛田中学校の保護者は全員知っているということでありまして、それから、14日でしたか、マスコミ等にも載りましたので全町民の方がわかっていることであると思っております。

それから、その後学校のほうで慎重に情報を集めながら、間違いなく管理下内だと思いますので、どの子が、どの生徒がいたずらをしたのかいまだに判明はしておりません。今後も継続して調査をしていくということでありまして。以上、器物損傷についての報告ということにさせていただきますたいと思っております。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。ただいまの説明に何かご質問ありませんか。質問などございますか。何かございますか。

こういうこと、あってはならないことだと思うのですけれども、誰がこういうことをしたんだろうという調査などは大変難しいのです。

教育長（佐々木賢治） なお、4番目に教育委員会からの主な指示事項というふうに2点ほど上げておりますが、今回の件については、被害届は警察に出してはおりません。被害届を出すと警察のほうでどういうふう処理するのか、それは警察のほうで判断しますが、普通被害届を受理した場合は捜査ということでこれは生徒指導上、あるいは学校管理上必要な場合はやりますけれども、今回の事案については管理下内、放課後ですから間違いなくという言い方はあれなのですが、生徒のいたずらであろうということが予想されますので、外部から侵入して、放課後外部から侵入してトイレに行っていたはずとするということは考えられないので、生徒指導上今後の学校生活上そういったことを、総合的に判断をして被害届を出さないで学校で慎重に捜査をしていく。そういったことで、4番目の2点目に出火原因の調査等は慎重に行うようにしてください、行うようにと。もしかしてあの子ではないかという疑いでやった場合、それがとんでもない方向に行くことも考えられますので、学校は私を疑っている、学校が嫌になった、不登校の原因になるということも当然よくあるパターンですので、その辺を慎重に。本人から申し出れば一番いいのですが、今そういった方向で現在もやっております。警察のほうは

この部分についてはその時点では介入はしないとそういうことであります。

あと、1点目の再発防止に向けて先生方が子どもの心の状態をできるだけ把握するように日ごろの教育活動を通して人間関係、そういったものを築き上げて生徒のストレス、生徒はいろいろストレスを抱えていますので、それを先生方にも相談できるようなそういった生徒理解をもとに全職員の全体制で校内巡視なども含めて再発防止に努めてほしいということなどをお話ししてあります。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

中学生だったらこれからずっと将来がある身なので、十分に教育的配慮をしながらこういうことのないようにご指導願えればということであります。

ほか、何かございますか。よろしいですか。

---

#### 日程 第17 小牛田中学校における不審火について

委員長（後藤眞琴） では次、「日程第 12 その他 日程 第17 小牛田中学校における不審火について」教育長からよろしく申し上げます。

教育長（佐々木賢治） 先ほどの器物損傷、トイレトペーパーのいたずらに引き続き、また小牛田中学校で不審火という案件で報告しなければならない状況になりましたが、お手元に配っているプリントは今月28日10時半から議会全員協議会、町長のほうにお願いをしまして議会全員協議会で説明することになりました。その資料を今回の定例会資料ということでそこに書いてありますが、これは議会全員協議会の資料でございます。

内容につきましては、昨日の朝、今日新聞にも出ていましたけれども、5時半ごろに東昇降口前で新聞紙の燃えかす、それから液体、油と思われるものが昇降口の外側にじょうろでまいたように線状になって、テレビで放映されましたが、ああいう状態で見つかった。そこに新聞でいずれ火つけたその灰も落ちていましたので、さらに新聞、どの程度持っていったかわかりませんが、その前のほう、さらに3カ所、その昇降口前含めると全部で4カ所になるのですけれども、そういった燃えかすが散乱していた。それを5時半に出勤した教員が発見した。体育館の前のほうに職員駐車場あるものですから、あそこから歩いて校舎内に入るときに当然昇降口通るわけですので、目につきます。それで校長に連絡をし、校長から教務主任等々に連絡が入り、校長はすぐ学校に来られる場所ではありませんので、7時10分ごろ職員が遠田警察

署に通報した。そういった事案が昨日発生しました。

なお、6時45分ごろ校長が家を出て途中で私の携帯に連絡がありまして、こういうことがあったということで6時45分ごろに電話で報告がありました。それで、私もまだ出勤する準備していませんでしたので取り急ぎ準備をしてすぐ小牛田中学校に8時ぐらいになりましたか、8時前ですか、着きまして、もう既に遠田署、消防署、合計十四、五人ぐらいの職員が現場検証しておりました。そして、1時間から2時間の現場検証でした。その後、9時25分ごろから校長室で、4者で今後の対応について話し合いをしています。もちろん、現場検証の確認と。その前に生徒がどんどん来ていますので、8時半に体育館で臨時的集会を開き、子どもたち見えていますから、その現場を通っていますので、その不審火について説明をしている。

それで、昨日月曜日ですので日曜日、前日23日、部活に来た教員が7時ぐらいまで学校で仕事をやりまして、7時にセットをして帰宅するとき、当然その場所を通るわけでありまして、何ら異状は見られなかった。ですから、おとといの夕方7時以降昨日の朝5時半の間にそういったいたずら行為があった。

それで、今後の対応としてそこに書いてありますが、学校としては即保護者のほうに文書を出し、昨日のうちにこういうことがあったという、けさ報道される前に生徒を通じてまた不審火が、そういった事件があったということを保護者に知らせ、昨夜PTAの三役会を開催し、今回の説明と対応等について協議を行っております。それから26日、明日ですか、拡大役員会をやる予定になっております。専門委員会とかいろいろありますが、そういった方々、かなりの人数になると思いますけれども、そういった役員会を開き再発防止に向けてPTAの協力ももらっていく。聞くところによりますと、土日の夜を中心にPTAの方々にも巡視をしていただくと。なお、遠田警察署のほうでも、交番の方を中心に夜のパトロールを強化していくというお話を聞いていますし、教育委員会としてもぜひお願いしたいということを伝えてあります。巡視につきましては、教育委員会でセコム、警備会社セコムと契約していますが、あれは室内だけなのですが、外部から侵入した場合、そこから異常発信して警備会社に通報行くようになっております。そのときに、すぐその現場に駆けつけるとそういった契約なのです。それで、できればプラス夜2回巡視とか、それもお願いしたいという私的な気持ちで昨日齋藤補佐にそういったところを調べてもらいましたところ、警備会社もかなり人手が足りないということで、それは契約が新たになるので途中では無理だということです。

総務課課長補佐（齋藤寿） そうですね。人を手当てして、車も用意して、交代の人も用意しなければなりません。いつ終わるかわからない。仮に短期間だとするとそうした準備はなお難

しいと言われました。

教育長（佐々木賢治） すみません。途中でちょっと振りましたが、もう一つ、同和警備のほうにも齋藤補佐にかけ合ってもらいました。お願いします。

総務課課長補佐（齋藤寿） 今と同じようなことになってしまうのですが、対応とすれば同じところでも同じような形の答えでした。

教育長（佐々木賢治） ということでありまして、そして教育委員会として、これを町長のほうにもすぐ連絡をして、防犯カメラということが出まして、今手配をしております。昔は学校に防犯カメラはなじまないだろうと、そういう犯人探しとか何とかということがないわけではありませんでした。実際私も現場にいるとき。最近はそういう時代ではないですので、やはり防犯カメラもこれは必要になってくるのかと思ひまして、今設置の準備をしているところであります。なお、遠田署のほうにも教育委員会の取り組み等を昨日もちょっと、決定ではありませんが教育委員会としてはこういう方向でやっていきたいという旨は伝えてあります。それで、今日校長のほうから連絡がありまして、教育委員会で設置するといってもすぐできるはずないので、警察のほうで貸し出し用の防犯カメラがあるそうです。それを活用してくださいと大変ありがたいお話なども受けております。

今回のこの不審火につきましては、4月12日のトイレのトイレトペーパーのいたずらと申しますかああいったことがあり、半月もたたないうちのこういった不審火ですので、本当に管理下内、今回は管理下外なのですが、その関連性が物すごい気になるところでありまして、教育委員会の私たちの立場としては生徒が夜中に出てそういったいたずらはないものと信じたいと。ですから、別者というふうに捉えたいのですが、その部分については何とも言えません。わかりません。警察のほうでその辺は捜査という言葉を使っていましたが、調べてどの程度わかるかわかりませんが、そういう状況であります。

今のような話を全員協議会でお話ししたいと思ひますので、あと、この部分が足りないのではないかともしあったらお願いしたいと思ひます。以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。

委員（成澤明子） 先生が5時30分に出勤してくれたんですね。5時30分というとまだちょっと皆さん活動しない時間帯ですよ。

教育長（佐々木賢治） 昨日が時たま早いのではなく、この教員はいつも早く学校に来て、放課後できない仕事を家でしないで学校に早く来て早起き得意な教員のようです。学年主任であ

りまして。朝、早過ぎますね。私もびっくりしました。そうしたところ、昨日だけではなくいつも早く来ています。

委員長（後藤眞琴） 家は近いのですか。

教育長（佐々木賢治） そんなに近くはない、町内ではないです。部活を一生懸命やる教員なのです。

委員（成澤明子） 昇降口というのは、昇降口にもセコムは。

教育長（佐々木賢治） セコムは昇降口をこじ開けて中にあけた時点で異常を感知します。

委員（成澤明子） 時点で。侵入しない限りは外で悪さしてもわからないわけです。

教育長（佐々木賢治） 感知センサーですか。あけないと、例えばこういう窓がちょっとでもあく感知しますし。窓があいていてそこからスズメとか、夜スズメ飛びませんが、コウモリとかそういうのが体育館に入るとそれらは感知するのです。もちろん人間入ったら感知しますし。

委員長（後藤眞琴） 防犯カメラは小牛田中だけですよね。

教育長（佐々木賢治） とりあえず。

委員（留守広行） 1回とすればこれからまたこういうことが起きないことというスタンスかと思うので、地域にも消防団あるかと思うので、消防団のほうにもお願いして巡回していただければと思います。

教育長（佐々木賢治） ひとつ大事なことを。防災管財課とももちろん教育委員会、町との連携当然ありまして、防災管財課の課長補佐から次のような連絡が今日入りました。

町消防団の第二分団、小牛中の周辺なのです。この第1班が消防車で自主的に巡回を昨夜から行っていただいている。ですから、防災管財課のほうで手配をしてくれたと思いますが、今後も当分の間、そういった自主的に巡回することになっていますとそういった連絡をいただきました。大変ありがたい話です。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

委員（千葉菜穂美） 防犯カメラは学校にはついていないのですか。全部の学校に。

教育長（佐々木賢治） ないのです。幼稚園と小学校の入り口に防犯カメラではなく不審者対応のようなカメラを付けています。ですから、私が幼稚園の入り口付近をうろうろしていると職員がすぐ出てきて、教育長さんどうしたんですかと、不審者ではありませんかと。そういうのはあるのです。もちろん、記録はされておりますが、ただ、夜は玄関を締め切っていますのでそういう防犯カメラ的なものはないです。

委員（成澤明子） 防犯カメラは何カ所かに。秘密ですか。

教育長（佐々木賢治） 今、美里町も道路にはあるのですか、防犯カメラ。

教育総務課課長補佐（齋藤寿） まだ、さほどないです。都会と違って。商店街とかにつけているところも全国的にはふえているようですけども、町内だと本当に一部つけるかつけないかというような話もあります。都会のような形にはなっていない。

委員（成澤明子） 普通の家でも木などにつけていたりしている家もありますよ。

教育長（佐々木賢治） プライベート云々ではなくあくまでも防犯ですので、これからは公的な部分は必要なかとは思いますが。極力お願いはしていきたいと思えます。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

それでは、その他についてはこれで終わりたいと思えます。

教育次長さんが戻っておりますので、協議事項の日程第13美里町学校再編についてもう一度協議したいと思うのですけれども、何かご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

委員（千葉菜穂美） すみません。先ほど休日のバスの運行のことなのですが、部活動禁止日の部活動のない週末の1日は練習試合を含め部活動の禁止日として生徒の休養日にしますというところなのですが、13ページ。それは何か土日以外の日の平日に休業日ということではいけないよ、という感じがしますが。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ここに書いているのは、週末の2日間ともに学校に来るのではなく、1日は家庭にいるという狙いで週末に休養日をあてがっているのです。しかし、それ以外の平日においても休養日にすることはよいと思えます。そこで、学校運営そのものの考え方で、学校が校長先生を初め部活動というものをどのように考え、どのように位置づけていくかということだと思います。学校がこの休日の部活動のあり方についてきちんとした考えを持って、仮に週末の2日間とも練習日に当てる必要があるというのであれば、スクールバスの運行が必要になってくると思えます。しかし、週1日は休む日が必要であろうという考えで書いてはいるのですが、これがもし学校運営の中で変わってくれば変わってくるの対応は、柔軟におこなわなければならないと思えます。仮に、このようなケースであれば、部活動のある週末の1日はスクールバスを運行しますということを伝えたかったのです。もし週末の2日間がどちらも部活動をするとなれば、2日間スクールバスを運行はしなければならないというのが、スクールバスの運行の考え方です。

委員（千葉菜穂美） 今の部活動のことなのですが、例えば今度開校する学校と委員会と話し合っ、これは弾力的に運営できるということなのではないでしょうか。中総体が近い時期であれば土



日、終われば土曜日曜なくなる可能性もあるでしょうし、土曜日だけ出ればあとは平日のどちらかでまた休みとか、そういうふうに弾力的な運営ができるということで、理解してよいですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 部活動の問題は部活動の問題で、またこの通学手段とは別な議論になってきます。表現が余り決めつけた表現になっている感じがしますので、書き方を工夫してみます。

委員長（後藤真琴） 誤解されないようにお願いいたします。

教育長（佐々木賢治） 再編された場合は中学校1校ですから。校長1人ですので決めようなのですが、これは県の教育委員会の方針、それから文科省でも今どんどん出してきていますけれども、それに向けて現在、これとちょっと話が横にいきますけれども、土日の部活のあり方、やはりきちっと協議をしていかないと学校によってばらばらではだめだと思うのです。そこは教育委員会としてなるべく早めに、今後の中総体が終わったらすぐ同じ足並みでいけるようにしていきたいと。再編になった場合は1校ですから、今留守委員さん言われたように弾力的にその辺はやりやすいのですが、でも、現在のうちから準備段階としてやっていかなければならないと思っていますので、よろしくをお願いします。

委員長（後藤真琴） では、その辺、よろしくをお願いいたします。

ほか、何かございますか。よろしいですか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤真琴） これで本日の議事は全て終了しました。

これをもって平成29年4月教育委員会定例会を閉会いたします。

それから、僕の議事進行についてまずいところがたくさんありまして、ご協力どうもありがとうございました。

午後5時10分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 須田政好が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年 月 日

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_